

令和元年版

環 境 の
概 要 環境保全編

厚木市 環境農政部

目次

令和元年版 環境の概要
【環境保全編】

I ごみ処理

1	ごみ処理	2
2	年度別ごみ処理等の実績	5
	(1) ごみの処理量	
	(2) 組成別可燃ごみの割合	
	(3) 動物の死体処理件数	
	(4) 不燃ごみの中からの資源化量の比較	
3	ごみの減量化及び資源化対策	7
	(1) 資源回収事業の概要	8
	ア 資源物回収事業	
	イ せん定枝等資源回収事業	
	ウ 廃食用油回収事業	
	エ インクカートリッジ回収事業	
	オ 小型家電回収事業	
	カ 事業別資源回収実績	
	キ 平成30年度資源回収 品目別回収量及び比率	
	ク ごみ減量化・資源化推進交付金	
	(2) ごみ減量化・資源化事業の概要	11
	ア ごみ減量化・資源化推進啓発活動	
	イ ごみの展開検査	
	ウ 紙類・プラスチック製容器包装・せん定枝等の資源化及び 食品ロス削減に係る啓発活動	
	エ 正しく排出されていない集積所周辺への啓発チラシの配布	
	(3) 啓発事業の概要	15
	ア 3R推進月間	
	イ リサイクル体験学習	
	ウ 夏休み親子リサイクル施設見学会	
	エ リサイクル施設見学会	
	オ ごみ減量リサイクル標語・ポスター	
	カ ごみ減量化・資源化講習会	
	キ 市民ふれあいマーケット(後援事業)	
4	ごみの不法投棄対策	18
	(1) 不法投棄物処理量	
	(2) 平成30年度不法投棄物の種類別処理量及び比率	
	(3) 職員による不法投棄パトロール	
	(4) 不法投棄監視カメラの設置	
5	事業系一般廃棄物(事業ごみ)の適正処理	19
	(1) 事業系ごみの内容物検査による適正処理及び減量指導	

(2) 多量排出事業所の指導	
6 一般廃棄物処理業	20
(1) 新規及び更新許可申請の受理及び審査	
(2) 一般廃棄物処理業許可業者搬入ごみ内容物検査	

II し尿処理

1 し尿処理	21
(1) し尿処理経過	
(2) し尿処理の現状と今後の予測	
2 し尿処理の実績	22
(1) し尿及び浄化槽汚泥処分量	
(2) 型式別浄化槽清掃基数	
3 年度別し尿処理手数料の実績	22
し尿処理手数料納付区分別件数	

III 環境衛生

1 環境衛生対策事業	23
(1) スズメバチ対策	
(2) 苦情相談処理件数	
2 環境美化推進事業	23
(1) 『厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例』キャンペーン	
(2) 厚木市環境保全指導員連絡協議会	
(3) 美化清掃実施結果	
ア 丹沢・大山クリーンキャンペーン	
イ 地域美化清掃ごみ収集運搬業務	
ウ 年末美化清掃(市内全域美化)	
3 里地里山保全促進事業	26
里地里山マルチライブプラン事業	
4 落書き等防止対策事業	26
原材料支給状況	
5 動物保護対策事業	27
(1) 犬対策	
(2) 猫対策	
6 環境基本計画推進事業	28
(1) 環境市民学習講座の開催	
(2) あつぎ環境写真展の開催	
(3) 環境基本計画推進情報誌の発行	
7 環境関連表彰式	30



I ごみ処理

1 ごみ処理

ごみ処理経過

本市のごみ処理は、戦前に始まり、当初は旅館や飲食店などの限られた事業所を請負業者が荷車で回り、耕作地に埋め立て処分するというものでした。

戦後、厚木町役場において荷車を購入し、市街地を対象に各戸収集が開始されその後、ごみ量の増加に伴い、昭和28年には自動三輪車による収集を開始し、厚木町による全面的な収集体制に入りました。

昭和29年には、厚木町営塵介焼却場（現松枝）が建設され、自動三輪車両も整備され、処理体制が一応確立されました。

昭和30年には、市制施行に伴い清掃法並びに厚木市清掃条例の施行により、ごみ処理手数料の徴収を開始し、昭和38年の市清掃条例の改正により、一般家庭に対しては、処理手数料が無料となりました。

昭和39年からは、それまで行っていた各戸収集を改め、ステーション方式による収集を行い、収集体制の合理化を図りました。

昭和41年、施設の老朽化により市営松枝焼却場を閉鎖し、ごみの完全衛生処理に向けた第一歩として上古沢地区に新工場を建設し、更に、昭和43年に焼却炉の増設を図り、焼却を始めました。

昭和46年には、収集職員の増員と車両の拡充を確保するとともに清掃事業所を新設し、処理体制の充実を図りました。

昭和49年には、都市化が進むにつれ、現在の焼却施設での対応困難を極め、環境美化の面からも将来を見越し、新たに本格的な全連式ストロカ炉2基を建設し、焼却を始めました。これに伴い、ごみ収集体制も「混合収集」から「分別収集」へと移行しました。

昭和52年から「ごみ減量化と資源の再利用運動」を展開するとともに昭和56年から57年にかけて環境整備事業所を建設し、都市化の進展と増大するごみに対応する本格的処理体制を整えました。

昭和59年に「厚木市環境センター」の建設に着手し、昭和62年から全連式流動床焼却炉3基によるごみ処理を稼働しました。

平成5年10月1日からは、前年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、条例、規則を全面改正し、廃棄物の排出抑制、減量及び粗大ごみの有料化並びに昭和56年以来12年ぶりに事業系ごみの処理手数料の改正を実施しました。

また、平成8年1月1日からは、ごみの分別を更に徹底するため、ごみの排出容器を中身の見える袋にしました。

平成9年12月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、ダイオキシン対策工事を平成11年1月から3箇年継続事業として実施し、平成13年3月に3炉全て改修工事が終了しました。

平成10年から、ごみの減量化とリサイクルを目的とした「厚木市資源化センター」の建設に着手し、平成12年から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に適合した、びん、缶及びペットボトルの選別、減容、貯留施設の稼働を開始しました。



厚木市環境センター



厚木市資源化センター
（しげん再生館）

I ごみ処理

平成 13 年 8 月から、ごみ集積所までごみの持ち出しができないひとり暮らしの高齢者、障がい者世帯等を対象に「もえるごみ」、「もえないごみ」を市職員が玄関先等から直接収集し、併せて安否等の確認を行う「愛の一声ごみ収集事業」を開始しています。

また、本市と愛川町及び清川村で取り組んでいるごみ処理の広域化では、平成 14 年 11 月にごみ処理広域化の将来像や基本方針などを示した、「厚木愛甲ごみ処理広域化基本構想」を策定しました。さらに、12 月には「厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画策定委員会」を設置し、平成 15 年 12 月に、基本計画を策定いたしました。そして、翌年の平成 16 年 4 月から、3 市町村で構成される「厚木愛甲環境施設組合」がスタートしました。

平成 17 年 4 月 1 日から、事業系のごみ処理手数料を 1 キログラム 20 円（市の施設に持ち込んだ場合）に改正しました。

平成 20 年 10 月 6 日から、循環型社会の形成を目指したごみ減量化・資源化新システムの全市展開に向けて、玉川地区・森の里地区・相川地区でモデル地区事業を実施しました。

平成 20 年 11 月 11 日から、せん定枝等の資源化事業の本格実施に向けた試験的的事业を実施しました。

一般廃棄物の処理については、市民・事業者・行政が一体となり、循環型社会の形成に貢献できる取組を総合的・計画的に推進するための指針として、平成 21 年 3 月に現行の計画の内容を見直し「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

平成 21 年 6 月 1 日から、粗大ごみ収集予約のインターネット受付を開始しました。

平成 21 年 6 月 22 日から、せん定枝等資源化事業を本格的に実施しました。

平成 21 年 10 月 19 日から、平成 26 年度までにごみ減量化 30 パーセント、資源化率 35 パーセントを目標とする「ミッション 35」の達成に向け、ごみ減量化・資源化新システムを市内全域で開始しました。

平成 23 年 1 月 4 日から、全世帯を対象に一般家庭から排出される廃食用油の回収を、ごみ集積所で週 1 回実施しました。

平成 24 年 12 月 3 日にプリンターメーカー 6 社が連携して活動している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」と協定を締結し、市内 8 箇所に回収ボックスを設置し、家庭用プリンターの使用済みインクカートリッジの回収を開始しました。

平成 25 年 4 月 1 日に、循環型社会の構築を更に推進するため、「厚木市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」、同規則を改正するとともに、新たに「厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する要綱」及び「厚木市一般廃棄物処理業の許可等に関する事務取扱要綱」を制定し、市民・事業者・市のそれぞれの役割を明確化するとともに、事業者について、ごみの適正処理のルールを定めたほか、適正な受益者負担となるよう手数料を見直しました。

手数料につきましては、粗大ごみを市の施設に持ち込んだ場合の手数料を 300 円に改正するとともに、各辺の長さの合計が 300 cm を超えるたんす等 7 品目を特定粗大ごみと定め、戸別収集手数料を 1,000 円、市の施設に持ち込んだ場合を 600 円と改正しました。また、事業系のごみ処理手数料を 1 キログラム 25 円（市の施設に持ち込んだ場合）に改正しました。

平成 25 年 4 月 1 日に、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に伴い、設置していた小型家電の回収ボックスを、それまでの市内 5 箇所から全 16 公民館と市役所本庁舎、アミューあつぎ、荻野運動公園、東丹沢七沢観光案内所の 20 箇所に設置を拡大し、対象品目も 10 品目から 28 品目に増やしました。

平成 27 年 3 月には、一般廃棄物の処理について、市民・団体・組織・事業者・行政が連携・協働して取組を推進し、循環型社会を実現するための指針となる、「一般廃棄物処理基本計画」（計画期間平成 27 年度～平成 32 年度）を策定しました。

平成 29 年 7 月には、東京 2020 組織委員会が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、更なる回収ボックスの利用促進を図りました。

平成 29 年 12 月から、集積所におけるせん定枝回収モデル事業として、森の里地区で開始し、平

I ごみ処理

成 30 年 11 月からは鳶尾地区及び宮の里地区、平成 31 年 4 月からは古松台地区、みはる野地区、毛利台地区で開始しました。

平成 30 年 4 月から、家庭から出る生ごみを自然の力で分解し、土に返す生ごみ処理器「厚木キエーロ」の購入者に対し、購入費の一部を助成する制度を開始しました。

平成 31 年 2 月から、パソコン宅配便回収サービスを提供する事業者と連携と協力に関する協定を締結し、パソコンを無料でリサイクルでき、小型家電も同梱できるサービスを開始しました。

2 年度別ごみ処理等の実績

(1) ごみの処理量

■可燃ごみ

直営収集と直接搬入事業系・駅前
の合計

■不燃ごみ

ガラス、金物と電池・蛍光灯の
合計(平成29年度から金物と電
池・蛍光灯の合計)

単位: t

年度	可燃ごみ		不燃ごみ	粗大ごみ		計
	本市	他市受入		本市	他市受入	
26	55,963	10,557	1,226	1,611	68	69,425
27	56,096	10,613	1,273	1,640	66	69,688
28	55,810	9,883	1,224	1,704	68	68,689
29	55,265	9,971	100	1,624	72	67,032
30	54,247	9,962	90	1,745	62	66,106

(2) 組成別可燃ごみの割合

年度	紙・布類	合成樹脂	草木類	厨芥類	その他
26	46.0%	23.3%	4.8%	17.1%	8.8%
27	37.5%	23.6%	9.3%	21.5%	8.1%
28	42.7%	23.6%	7.8%	19.1%	6.8%
29	48.4%	18.5%	13.4%	14.6%	5.1%
30	47.0%	29.5%	7.0%	11.4%	5.0%

■厨芥類 台所から出るごみ(残飯)

※ごみ質は、法律に基づき年4回以上の測定が義務付けされており、このデータは、平均値
です。

※表中の値は、乾きベース(水分を蒸発させた重量の割合です。)

I ごみ処理

(3) 動物の死体処理件数

単位：匹

年度	犬	猫	その他	計
26	166	1,153	258	1,577
27	156	1,174	271	1,601
28	130	1,031	324	1,485
29	154	1,000	319	1,473
30	151	864	314	1,329

(4) 不燃ごみの中からの資源化量の比較

単位：t

年度	鉄シュレッダー	アルミシュレッダー	鉄類	不燃ごみ資源化	計
26	710.65	48.86	33.78	201.01	994.30
27	795.06	44.27	24.12	172.66	1,036.11
28	805.82	53.92	17.48	127.94	1,005.16
29	618.52	38.28	18.17	910.39	1,585.36
30	637.48	34.55	20.90	877.21	1,570.14

■鉄シュレッダー

金物、粗大ごみを破碎した際に磁石によって回収される鉄を中心とした有価物

■アルミシュレッダー

金物、粗大ごみを破碎した際に選別されるアルミを中心とした有価物

■鉄類

不法投棄等により搬入された鉄類のうち、破碎処理できない鉄製有価物

■不燃ごみ資源化

平成22年度より不燃ごみ（瀬戸物、リサイクル出来ないガラス類等）を外部委託により資源化処理

平成29年度より鉄、非鉄、小型家電の回収を外部委託に変更。

3 ごみの減量化及び資源化対策

私たちの豊かな日常生活は大量生産、大量消費、大量廃棄の社会の中で営まれており、廃棄物の量は年々増大し、質的にも変化をもたらしています。特に、資源の大部分を海外に依存している我が国においては、今まで以上に市民一人ひとりがごみの減量化・資源化に興味を深め、自ら行動することが極めて重要な課題であります。

本市では、貴重な資源の確保と良好な生活環境を保全するため、環境に配慮した「循環型社会」の形成を目指し、市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化・資源化を推進するため、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」、「一般廃棄物(ごみ)処理実施計画」及び「分別収集計画」に基づき、次の事業を実施しています。

資源回収事業の推進

- ① 資源物回収事業
- ② せん定枝等資源回収事業
- ③ 廃食用油回収事業
- ④ インクカートリッジの回収
- ⑤ 小型家電の回収
- ⑥ 羽毛布団の回収
- ⑦ パソコン宅配便による回収

ごみ減量化・資源化事業の推進

- ① ごみ減量化・資源化推進啓発活動
- ② ごみの展開検査
- ③ 食品ロスの削減に係る啓発活動
- ④ 紙類・プラスチック製容器包装・せん定枝等の資源化
- ⑤ 正しく排出されていない集積所周辺への啓発チラシの配布
- ⑥ 3010（さんまるいちまる）運動の推進
- ⑦ 市民ふれあいマーケットの開催
- ⑧ 「資源とごみの正しい出し方」日本語版 全面改訂版の全戸配布による分別の徹底
- ⑨ 「資源とごみの正しい出し方」外国語版（6か国）改訂版発行
- ⑩ 生ごみ処理器「厚木キエーロ」購入費に係る補助

啓発事業の推進

- ① ごみ減量・資源化推進啓発活動に関する各種イベントの開催
- ② 地域住民(市民)への説明会等の開催
- ③ 広報・ホームページ等を利用した周知・啓発

その他ごみの減量化・資源化に関する調査・研究

- ① 超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関するワークショップの実施

I ごみ処理

(1) 資源回収事業の概要

ア 資源物回収事業

循環型社会の形成を目指し、平成 21 年 10 月から、新たにプラスチック製容器包装の資源回収、資源とごみの排出場所の統一、収集回数の変更をしました。

回収品目	紙類・布類・缶類・びん類・ペットボトル・プラスチック製容器包装
実施地区	15 地区（市内全域）

イ せん定枝等資源回収事業

せん定枝等の資源化を図るため、平成 21 年 6 月から資源回収（戸別）を実施し、平成 23 年 10 月から環境センターに持ち込まれたせん定枝についてもコンテナを設置し資源回収を実施しました。

モデル事業として、平成 29 年 12 月から森の里地区において、毎週金曜日のごみ集積所で収集のない日を利用し、せん定枝等の回収を開始しました。また、平成 30 年 11 月から、同様に収集日のない日を利用して、鳶尾地区及び宮の里地区においてもモデル事業を開始しました。

回収品目	せん定枝・刈り草・落ち葉・雑草など
実施団体	15 地区（市内全域）

ウ 廃食用油回収事業

廃食用油の資源化を図るため、平成 23 年 1 月から全世帯を対象に資源回収（ごみ集積所）を実施しました。

回収品目	廃食用油
実施団体	15 地区（市内全域）

エ インクカートリッジ回収事業

インクカートリッジの資源化を図るため、平成 25 年 1 月からプリンターメーカー 6 社が連携して活動している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、市内公共施設 8 箇所で、インクカートリッジの回収を実施しました。

回収品目	インクカートリッジ
設置場所	市役所本庁舎、市役所第 2 庁舎、ヤングコミュニティセンター、保健福祉センター、環境センター、本厚木及び愛甲石田駅連絡所、中央図書館

I ごみ処理

オ 小型家電回収事業

小型家電の資源化を図るため、環境センターへの持ち込まれた携帯電話（平成 23 年 7 月から実施）と小型家電（平成 24 年 1 月から実施）の資源化に加え、平成 25 年 6 月から市内公共施設 5 箇所で、小型家電の回収ボックスを設置し、平成 27 年 2 月から全 16 公民館と市役所本庁舎、アミューあつぎ、荻野運動公園、東丹沢七沢観光案内所の 20 箇所に設置を拡大し、対象品目についても 10 品目から 28 品目に増やしました。

回収品目	小型家電
設置場所	市役所本庁舎、アミューあつぎ、荻野運動公園、東丹沢七沢観光案内所、全 16 公民館

カ 事業別資源回収実績

単位：t

事業年度	資源回収	地区別資源分別回収	せん定枝資源回収	廃食用油回収	集団資源回収	廃食油回収(集団)	個人情報紙資源回収	市施設資源回収	酒販組合びん回収	計
26	15,313	—	2,792	35	—	—	—	112	—	18,252
27	15,053	—	3,003	38	—	—	—	154	—	18,248
28	14,205	—	3,314	39	—	—	—	270	—	17,828
29	14,027	—	3,166	42	—	—	—	274	—	17,509
30	13,307	—	3,378	41	—	—	—	270	—	16,996

※ 廃食用油の比重は 0.9

※ 個人情報紙資源回収は平成 20 年度から市施設資源回収に含む。

I ごみ処理

キ 平成 30 年度資源回収 品目別回収量及び比率

単位：t

事業 品目	資源回収	せん定枝 資源回収	廃食用油 回 収	集 団 資 源 回 収	廃 食 油 回収(集団)	市 施 設 資 源 回 収	品目別合計	品目別比率
段ボール	2,090	—	—	—	—	36	2,126	12.51%
新聞	911	—	—	—	—	17	928	5.46%
雑誌	1,881	—	—	—	—	78	1,959	11.53%
紙パック	96	—	—	—	—	—	96	0.56%
その他紙類	2,172	—	—	—	—	97	2,269	13.35%
布類	1,007	—	—	—	—	—	1,007	5.92%
缶類	2,962	—	—	—	—	2	2,966	17.45%
生きびん		—	—	—	—	—		
カレット		—	—	—	—	1		
ペットボトル		—	—	—	—	1		
プラ製容器包装	2,188	—	—	—	—	3	2,191	12.89%
せん定枝	—	3,378	—	—	—	—	3,378	19.88%
廃食用油	—	—	41	—	—	35	76	0.45%
生ごみ	—	—	—	—	—	—	0	0%
計	13,307	3,378	41	—	—	270	16,996	100.0%

※ 市施設回収については、学校給食センターで廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として資源化しました。

※ 小数点以下を四捨五入したため、実際の収集量に差が生じています。

※ 表のほか、インクカートリッジの回収は 293 kg、小型家電の回収は 6,181 kg、羽毛布団の回収は 390 kgです。

ク ごみ減量化・資源化推進交付金

年度	交付金総額	交付団体数
30	40,496,900 円	217 団体

(2) ごみ減量化・資源化事業の概要

ア ごみ減量化・資源化推進啓発活動

適正な分別を推進するための啓発活動を実施しました。

○周知・啓発活動の実施

<p>実施内容</p>	<p>【自治会長等説明会】平成30年4月～平成31年3月、2回、37人 【地域団体等説明会（市内公民館）】6回、137人 【環境学習会・施設見学会等】3回延べ57人 【広報あつぎ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月15日号（市民ふれあいマーケットの出店者を募集） ・平成30年6月1日号（環境月間「モノ」の命を繕う 物への愛情忘れていませんか、第三期ジュニアエコリーダー募集、厚木おもちゃ病院の紹介、厚木キエー口購入費補助金について、減量・資源化の啓発） ・平成30年7月1日号（リサイクル体験学習参加者募集（電池チェッカー、紙とんぼ作り）） ・平成30年8月1日号（夏休み親子リサイクル施設見学会参加者募集（王禅寺エコ暮らし環境館及び総和電工（株）川崎事業所）） ・平成30年8月15日号（市民ふれあいマーケットの出店者を募集） ・平成30年9月15日号（市民ふれあいマーケットの出店者を募集） ・平成30年11月1日号（リサイクル施設見学会参加者募集（雑紙分別グループワーク及び王子マテリアル株式会社の見学）） ・平成30年12月1日号（3010運動に協力を） ・平成31年2月1日号（市民ふれあいマーケットの出店者を募集） <p>【メディア等での放映】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本厚木駅前デジタルサイネージでの放映「参加しよう！3010運動」 ・厚木市広報番組「あつぎ元気WAVE 6月」（厚木伊勢原ケーブルネットワーク） 「資源とごみを正しく分別しよう」 <p>【チラシ及び啓発物品による啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懸垂幕・横断幕の設置・各イベント等での啓発チラシの配布 ・学生向け（市内大学が幹旋している不動産会社及び市内5大学及び東京工芸大学内学生生協）及び単身世帯向けの啓発チラシ及び資源とごみの正しい出し方ガイドの配布（不動産会社） ・3010運動啓発物品の配布 ・（県作成）12月一斉広報のポスターへの協力「お残しは 許しまへんでエ」ポスターの掲出 ・平成30年度ごみ対協ニュースの配架等 <p>【ホームページでの周知・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年配信開始 メールマガジン「あしたは何ごみの日？」 ・平成29年運用開始 ごみの分別辞典「ごみサク」
-------------	--

イ ごみの展開検査

集積所に排出されたごみの混入状況を確認し、課題を把握することを目的に、ごみの展開検査を実施しました。

○ごみの展開検査の実施

実施内容	【調査日】平成30年6月 【調査区分】一戸建中心地域（南毛利地区4箇所） 【調査対象】もえるごみ 【混入物の割合】12.70% 【主な混入物】不適正割合のうち、せん定枝が最も多く11.32%を占めが、紙は0.63%、プラスチック製容器包装は0.59%と、せん定枝以外は、概ね適正に分別されていた。
------	--

実施内容	【調査日】平成30年10月 【調査区分】一戸建中心地域（荻野地区3箇所） 【調査対象】もえるごみ 【混入物の割合】17.36% 【主な混入物】不適正割合のうち、布が6.00%、せん定枝が4.80%、紙が4.37%でした。また、手つかず食品は多く、1.70%含まれていた。平成25年10月にも実施した地域で、不適正排出物が17.70%、うち紙類4.90%、布4.4%、せん定枝3.7%とあまり変化はない。
------	---

実施内容	【調査日】平成31年2月 【調査区分】一戸建中心地域（小鮎地区3箇所） 【調査対象】もえるごみ 【混入物の割合】4.44% 【主な混入物】不適正割合のうち、紙類が3.09%であるが、その他は全て1%未満と、概ね適正に分別されていた。
------	--

ウ 紙類・プラスチック製容器包装・せん定枝等の資源化及び食品ロス削減に係る啓発活動

市と厚木市ごみ対策協議会では、循環型社会形成の形成に向け、減量化、資源化を推進するため、平成 29 年度のごみの展開検査等で混入の多かった紙類（雑がみ）やせん定枝について資源の排出方法に係る啓発活動を実施しました。

また、食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）を削減するため、3010（さんまるいちまる）運動を実施し、ホテル・旅館・飲食店等の宴会時の食べ残しを減らすための取組を実施しました。さらに、家庭での食品の計画的な購入と計画的な消費について重点的に啓発活動を行いました。

（ア）プラスチック製容器包装に係る啓発活動

各種イベントにおいて、プラスチック製容器包装のリサイクル啓発チラシを配布しました。引き続き周知啓発を行っていきます。

（イ）せん定枝等資源化に係る啓発活動

せん定枝を資源として戸別収集を開始してから約 8 年が経過し、環境センターでのコンテナ回収や一部地域で集団回収を行い回収量も増加しています。しかし、「もえるごみ」としてごみ集積所に出されるせん定枝等が多いことから、広報あつぎ、市ホームページ等でさらなる協力を呼びかけました。また平成 30 年度、市内 6 地区の公民館まつりに出展し、たい肥の無料配布やパネル等の掲示を行いました。引き続き周知啓発を行うとともに、ごみ集積所に出されるせん定枝の対応を検討し資源化を推進していきます。

（ウ）食品ロス削減に係る啓発活動

平成 28 年 9 月から「3010（さんまるいちまる）運動」を開始しホテル・旅館・飲食店等の宴会時の食べ残しを減らすための取組を実施しました。また、夏休み親子リサイクル施設見学会では「エコ・クッキング」を体験した後、食品残渣を豚の飼料にリサイクルしている施設の見学を行い、家庭での食品の計画的な購入と計画的な消費について周知・啓発を行いました。

3010 運動参加店	30 店舗
------------	-------

I ごみ処理

(エ) その他啓発活動

- a ごみ対協ニュース（2月1日発行）の発行
ごみ減量化・資源化等に関する内容を掲載し、自治会へ回覧（公民館だよりと併せて回覧）及び、公共施設への配架を行いました。

掲載内容	厚木市ごみ対策協議会 神保忠男会長あいさつ 生ごみを土に返す・・・地球にやさしい暮らし方（厚木キエーロ） 「もったいない！」の気持ちを大切に、おいしくいただきましょう 楽しい宴会「3010運動」に取り組んでいますか？ 楽しく学ぶ リサイクル施設見学会・体験学習講座 残った野菜の皮や芯で、ベジブロスに挑戦！ 平成30年度ごみ減量リサイクル標語・ポスター入賞作品の紹介
------	---

- b 啓発ちらしの配布
戸別ポスティング 98枚
イベント等 4回
学生への啓発・単身者への啓発 160社
（市内不動産会社及び市内5大学、大学生協）
- c 自治会等説明会
2回
- d 市民ふれあいマーケット
平成30年5月、9月、11月、平成31年3月
- e 個人情報紙資源回収事業
個人情報などが記載されていることから、資源分別回収に出しにくい個人情報紙の資源化を目的として、公民館等にシュレッダーを設置して資源回収する事業を実施しました。

設置場所	地区公民館（上荻野分館を含む16館）・環境センター
------	---------------------------

I ごみ処理

エ 正しく排出されていない集積所周辺への啓発チラシの配布

分別されずに排出されることが多い集積所の周辺の住宅に、正しい分別方法を詳しく記載した啓発チラシを配布しました。

○正しく排出されていない集積所周辺への啓発チラシの配布

実施期間	平成30年4月～平成31年3月
実施内容	98枚

(3) 啓発事業の概要

ア 3R 推進月間

平成30年10月1日（月）から10月31日（水）

実施事業	市役所本庁舎への懸垂幕掲示 寿町歩道橋への横断幕掲示 広報あつぎ掲載（10月1日号） 「三つの「R」の取り組みで、環境に優しい生活を送りましょう。」 ホームページへの記事掲載
------	---

イ リサイクル体験学習

市と厚木市ごみ対策協議会では、資源分別やリサイクルに対する理解を深め、積極的にごみの減量・リサイクルに取り組んでもらうことを目的に、使用済み牛乳パック等を使用して、電池チェッカーや紙とんぼを作ることで、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組への理解を深め、子どもたちが自ら積極的にリサイクルに取り組むことを学習しました。

実施日	リサイクル教室内容	参加人数
平成30年7月27日（金）	リサイクル体験学習「電池チェッカー、紙とんぼ作り」	23人

I ごみ処理

ウ 夏休み親子リサイクル施設見学会

市と厚木市ごみ対策協議会では、循環型社会の形成への意識を高め、ごみの減量及び資源化の理解を深めることを目的として、親子でプラスチックのリサイクル施設を見学し、資源循環、温暖化対策、自然共生など環境に優しい暮らしを学びました。

実施日	平成 30 年 8 月 23 日（木）
場所	① 王禅寺エコ暮らし環境館（川崎市麻生区） ② 昭和電工株式会社 川崎事業所（川崎市川崎区）
参加人数	16 人（うち保護者 7 人）

エ リサイクル施設見学会

市と厚木市ごみ対策協議会では、循環型社会の形成への意識を高め、ごみの減量及び資源化の理解を深めることを目的として、株式会社金澤紙業の方を講師としてお招きし、紙類分別クイズを実施し、併せて紙類の資源化施設を見学しました。

実施日	平成 30 年 12 月 14 日（金）
場所	① 雑がみ分別講習会（グループワーク） 講師 株式会社金澤紙業（厚木市船子） ② 王子マテリア株式会社 富士工場（静岡県富士市）
参加人数	18 人

オ ごみ減量リサイクル標語・ポスター

ごみの減量及び資源の有効利用に対する意識と理解を広く市民に訴えるとともに、ごみの減量、リサイクルの大切さを考える機会を持ってもらうことを目的として実施しました。

応募対象	市内在住の小・中学生
応募数	1,127 点（標語の部 577 点、ポスターの部 550 点）
表彰数	54 点（市長賞 6 点、会長賞 6 点、教育長賞 6 点、優秀賞 18 点、佳作 18 点）
表彰式	本庁舎 4 階大会議室
掲示場所 及び期間	表彰式 平成 30 年 10 月 28 日（日） あつぎロードギャラリー 平成 30 年 11 月 16 日（金）～12 月 19 日（水）
その他 掲示	【公民館まつり等での展示】 厚木北公民館、睦合南公民館、睦合西公民館、小鮎公民館、南毛利公民館 【ごみ集積所及び掲示板等でのごみ減量リサイクルポスターの写しの展示】 633 枚（平成 31 年 3 月 31 日現在）

I ごみ処理

カ ごみ減量化・資源化講習会

ごみ減量化・資源化の推進を図るためごみ処理とリサイクルの現状等について講習会を実施しました。

実施日	内容	参加人数
平成30年4月21日(土)	神奈川工科大学	60人
平成30年7月18日(水)	子中保育園	16人

キ 市民ふれあいマーケット(後援事業)

限りある資源の有効活用とリユース(再使用)を推進するため、市民ふれあいマーケット実行委員会が、厚木中央公園においてフリーマーケットを実施しました。

実施日	出店店舗	来場者
平成30年5月27日(日)	124店舗	600人
平成30年9月23日(日)	126店舗	600人
平成30年11月4日(日)	110店舗	600人
平成31年3月24日(日)	129店舗	2,000人

※「3R」とは、ごみを減らすためのキーワードです!

REDUCE (リデュース) ~ まずは出てくるごみをできるだけ減らす ~

- ・マイバッグで買い物
- ・過剰包装は断る。
- ・はかり売りを利用する。
- ・使い捨て商品の見直し






REUSE (リユース) ~ 使える物はできるだけ繰り返し使う ~

- ・修理してもう一度使う
- ・詰め替え商品を利用する。
- ・別な用途を考える。
- ・フリーマーケットなどを活用する。






RECYCLE (リサイクル) ~ 資源として再生利用できるよう分別して出す ~

- ・お店の店頭回収に出す。
- ・資源集積所に出す。
- ・分別ルールを守る。






4 ごみの不法投棄対策

不法投棄は、美観を損ねるだけでなく環境汚染の原因にもなることから、投棄物の早期撤去を図っています。

また、県と市による一斉パトロール、職員による定期的なパトロール、郵便局員や新聞配達員等による情報提供を実施するとともに、多発箇所に不法投棄防止看板や不法投棄監視装置を設置するなど未然防止に努めています。

なお、投棄物中に証拠品が発見された場合は、警察と協力して投棄者の摘発に努めています。

(1) 不法投棄物処理量

年度	26	27	28	29	30
処理件数(件)	341	292	375	513	578
処理量(t)	13.51	14.64	15.44	27.55	21.73

(2) 平成30年度不法投棄物の種類別処理量及び比率

種類	処理量	比率
建築廃材	1.80 t	8.28%
家の解体ごみ	0.75 t	3.45%
厨芥・雑芥	0.77 t	3.54%
不燃物	3.78 t	17.40%
廃プラスチック類	0.28 t	1.29%
ゴム類	1.55 t	7.13%
家具類	3.91 t	17.99%
家電製品	1.15 t	5.29%
自転車・バイク	1.78 t	8.19%
自動車	0.02 t	0.10%
その他	5.94 t	27.34%
計	21.73 t	100.00%

(3) 職員による不法投棄パトロール

ごみ不法投棄の早期発見及び未然防止を図り、不法投棄のされにくい環境を創出することを目的として、職員によるパトロールを実施しました。

パトロール日数	244 日
---------	-------

(4) 不法投棄監視カメラの設置

県と市による一斉パトロール、不法投棄監視員による監視活動を実施していますが、人目につかない場所へ時間帯を問わず投棄されるため、不法投棄の監視強化と防止を図ることを目的として設置しました。

年度	設置箇所数	設置台数
26	18 箇所（移設なし）	18 基（新設なし）
27	18 箇所（移設なし）	18 基（新設なし）
28	18 箇所（移設なし）	18 基（新設なし）
29	18 箇所（移設なし）	18 基（新設なし）
30	18 箇所（移設なし）	18 基（新設なし）

5 事業系一般廃棄物（事業ごみ）の適正処理

(1) 事業系ごみの内容物検査による適正処理及び減量指導

事業系ごみの適正処理及び減量化・資源化を目的として、環境センターに搬入される事業系一般廃棄物について、内容物検査を実施しました。

また、事業者へごみの適正排出を周知徹底させるため、警備会社によるごみ集積所等の監視業務委託を実施（9箇所・19日間）し、事業系ごみのより一層の減量化・資源化を推進するため、NTT職業別電話帳に登録されている市内事業所（6,705事業所）に対し、適正処理に向けた文書による啓発を行いました。

(2) 多量排出事業所の指導

厚木市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例・規則改正に伴い、多量排出事業者（年間36t以上の排出事業者）に「廃棄物減量等計画書」の提出を義務付け、多量排出事業者（63事業所）へのごみ減量化・資源化促進状況の調査を行いました。

事業系一般廃棄物処理量

年 度	26	27	28	29	30
搬入量（t）	20,755	19,996	19,907	19,977	19,324

6 一般廃棄物処理業

本市では、事業活動に伴って排出された一般廃棄物は、市が許可した一般廃棄物処理業者が収集運搬等を行っています。

法の規定により、市内において一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者からの申請に基づき、許可を行いました。

(1) 新規及び更新許可申請の受理及び審査

許可業者数(収集・運搬業)	16社(うち新規2社)
許可業者数(処分業)	2社

※ 平成31年3月31日現在の許可業者数

許可業者数(収集・運搬業)	64社
許可業者数(処分業)	8社

(2) 一般廃棄物処理業許可業者搬入ごみ内容物検査

検査実施回数	335回
--------	------

※ 回収量、処理量等の平成30年度数値は速報値です。



Ⅱ し尿処理

1 し尿処理

(1) し尿処理経過

本市におけるし尿処理事業は、昭和 29 年「清掃法」制定に伴い許可業者によって始められ、その後「清掃法」の一部改正に伴い昭和 41 年から 3 業者による委託制へ切り替え、昭和 47 年 11 月にはその委託 3 業者が合併し(株)三和環境が設立されました。以後、同社に委託をしてきましたが、公共下水道事業の進展による当該事業の逐次減少が予測されることから、し尿処理体制の抜本的改革の必然性が生じてきました。

そこで、昭和 48 年 11 月、庁内に「し尿処理制度研究専門委員会」を設置し、調査研究をした結果、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の趣旨に沿い、公共事務としての性格を基本とした処理体制を図るため、公益法人である財団法人厚木市環境保全公社(現：公益財団法人厚木市環境みどり公社)が設立されました。

このことにより、昭和 50 年 8 月 1 日から公社にし尿の収集、運搬業務を委託し、浄化槽清掃については引き続き(株)三和環境が行っていましたが、昭和 50 年 10 月 31 日に同社が解散したため、同業務についても公社が行うようになり現在に至っております。

一方、し尿の処理については、昭和 36 年から 38 年度に計画処理量 72 キロリットル/日の嫌気性消化・活性汚泥法処理法による施設を建設し昭和 38 年 6 月から稼働を開始しました。

その後、搬入量の増加により昭和 45 年から 46 年度に好気性消化法（30 キロリットル/日分）を増設して合計処理量を 102 キロリットル/日とし、さらに、昭和 59 年から 60 年度には、浄化槽汚泥濃縮処理設備の設置及び受入・貯留設備の更新を行いました。

しかし、本施設は、建設から 30 年以上が経過し、随所に経年的な損傷がみられ、近隣住民への臭気対策や職員の作業効率及び安全性を考慮し、平成 7 年から 3 ヶ年に渡り、建替え工事を進め、平成 9 年 11 月から新施設が本稼働を開始しました。新施設は、処理能力 69 キロリットル/日の標準脱窒素処理方式を採用し、処理水は下水道放流を行い、環境への負荷の少ない施設になっています。

(2) し尿処理の現状と今後の予測

本市のし尿及び浄化槽（合併・単独）汚泥の処理量は、平成 30 年度 12,880.43 キロリットル/年であり、このうち、し尿の割合は約 12%、また、浄化槽汚泥量が占める割合は約 88%です。

今後、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、公共下水道への移行が多くなるに従い、減少することが予測されます。

2 し尿処理の実績

(1) し尿及び浄化槽汚泥処分量

単位：キリットル

年度	し尿 計	厚木市分		浄化槽汚泥 計	厚木市分		合 計	厚木市分	
		清川村分	厚木市分		清川村分	厚木市分		清川村分	
26	1,808.95	1,774.63		11,988.70	11,792.84		13,797.65	13,567.47	
		34.32			195.86			230.18	
27	1,778.99	1,735.82		11,866.33	11,610.89		13,645.32	13,346.71	
		43.17			255.44			298.61	
28	1,764.77	1,728.42		12,091.77	11,912.19		13,856.54	13,640.61	
		36.35			179.58			215.93	
29	1,718.01	1,686.94		11,768.87	11,611.64		13,486.88	13,298.58	
		31.07			157.23			188.30	
30	1,548.37	1,514.05		11,532.36	11,366.38		13,080.73	12,880.43	
		34.32			165.98			200.3	

(2) 型式別浄化槽清掃基数

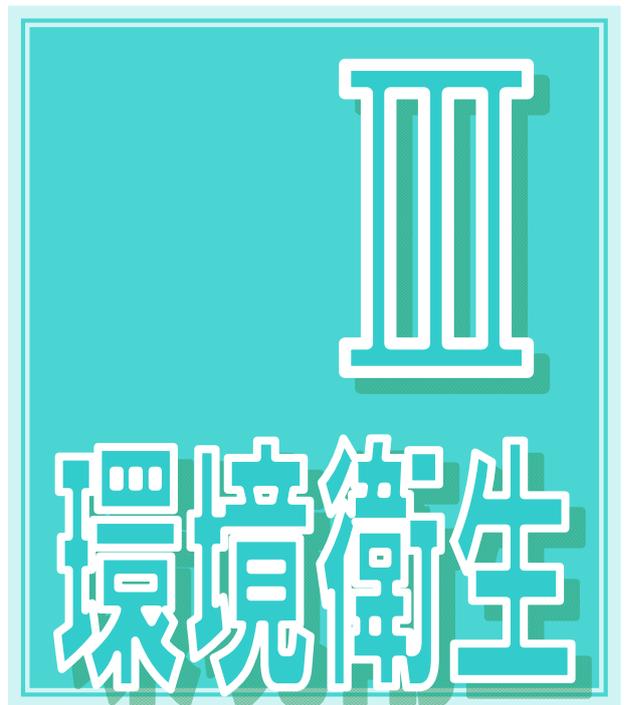
年度	区分 搬入 日数	清掃基数・容積					計
		全ばっき式	分離ばっき式	腐敗式	小型合併	汚泥引抜	
26	247	766 基	1,588 基	203 基	1,779 基	411 基	4,747 基
		715.23 m ³	2,523.60 m ³	502.26 m ³	4,953.62 m ³	2,535.18 m ³	11,229.89 m ³
27	245	780 基	1,613 基	214 基	1,785 基	366 基	4,758 基
		730.71 m ³	2,556.53 m ³	481.24 m ³	4,952.61 m ³	2,313.72 m ³	11,034.81 m ³
28	244	747 基	1,617 基	206 基	1,978 基	370 基	4,918 基
		686.96 m ³	2,596.72 m ³	464.60 m ³	5,457.28 m ³	2,421.72 m ³	11,627.28 m ³
29	248	739 基	1,566 基	193 基	1,999 基	369 基	4,866 基
		704.88 m ³	2,508.30 m ³	435.07 m ³	5,575.52 m ³	2,276.48 m ³	11,500.25 m ³
30	248	706 基	1,555 基	184 基	2,116 基	333 基	4,894 基
		662.71 m ³	2,492.49 m ³	402.82 m ³	5,761.61 m ³	2,047.70 m ³	11,367.33 m ³

3 年度別し尿処理手数料の実績

し尿処理手数料納付区分別件数

単位：件

年度	26	27	28	29	30
自主納付	679	673	623	605	619
口座振替	352	351	327	302	287
集金嘱託員	8	8	8	8	8
計	1,039	1,032	958	915	914



Ⅲ 環境衛生

1 環境衛生対策事業

(1) スズメバチ対策

安全な市民の生活の確保を図るため、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除、処理をしました。

■ 駆除個数等

年度	26	26	27	28	29	30
駆除個数	379	379	322	264	472	257
調査件数	67	67	74	127	107	116

(2) 苦情相談処理件数

犬や猫のふん、隣地の雑草などの苦情や相談の件数です。看板の設置やチラシ配布、または地権者へ是正の依頼をしました。

年度	26	27	28	29	30
処理件数(件)	63	63	102	73	61

2 環境美化推進事業

(1) 『厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例』キャンペーン

きれいなまちをつくるため、環境保全指導員を始め、ボランティアや企業等の参加をいただき、タバコの吸殻やガムのかみかす、空き缶などを捨てるいわゆる「ポイ捨て」行為の禁止や本厚木駅及び愛甲石田駅周辺の路上喫煙禁止を呼び掛けるため、定期的に駅前等において『厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例』キャンペーンを展開し、啓発活動を行いました。

実施日	実施場所	参加者数
4月 3日	本厚木駅前	177人
8月 8日	愛甲石田駅前	
8月 14日	本厚木駅前	
10月 2日	本厚木駅前	
12月 4日	本厚木駅前	
2月 5日	愛甲石田駅前	
計	6回	177人

(2) 厚木市環境保全指導員連絡協議会

厚木市在住で市が実施する事業に積極的に参加する意欲があり、環境全般にわたり熱意と識見を有する者の中から、厚木市自治会連絡協議会の地区会長の推薦に基づいて、市長が委嘱する者 31 人で構成し、ポイ捨て防止等の美化意識の普及啓発や清掃活動、不法投棄監視パトロールを行うなど、円滑な環境美化業務等の推進を目的としています。

(3) 美化清掃実施結果

ア 丹沢・大山クリーンキャンペーン

内容 年度	実施月日	実施場所	参加人数 (人)	ごみ収集量 (t)
26	11月3日	日向薬師ハイキングコース	110	0.002
27	11月3日	白山順礼峠ハイキングコース	122	0.009
28	11月3日	日向薬師ハイキングコース	64	0.003
29	11月3日	鐘ヶ嶽ハイキングコース	63	0.001
30	11月3日	猪久保ハイキングコース	47	0.002

イ 地域美化清掃ごみ収集運搬業務

市内各地域のボランティア団体（自治会等）が実施する美化清掃及び清掃イベントから出るごみの収集運搬業務

◆年度別収集実績

内容 年度	収集廃棄物の内訳 (t)					収集 箇所数	運搬 台数
	可燃物	金物類	ガラス類	処理困難	計		
26	26.98	1.78	0.00	0.28	29.04	97	104
27	22.68	2.97	0.00	0.12	25.77	91	97
28	19.43	3.45	0.01	0.22	23.11	90	96
29	19.27	1.49	0.00	2.66	23.42	73	80
30	16.13	3.35	0.00	4.86	24.34	80	92

◆年度別実施団体数

年度	26	27	28	29	30
団体数	208	222	230	226	223

ウ 年末美化清掃（市内全域美化）

日時	平成 30 年 12 月 2 日（日）
会場	市内全域
内容	年末に市内一斉の美化清掃を実施

◆平成 30 年度実績

地区名	参加自治会	参加人数	ごみ袋	ごみ収集自治会数	収集箇所	ごみ収集量（t）
厚木北	11	975	1,170	8	15	3.23
厚木南	12	905	800	10	16	2.87
依知北	13	3,570	4,050	13	17	11.92
依知南	8	2,357	2,560	8	20	6.99
睦合北	7	1,670	1,380	6	12	5.33
睦合南	12	3,590	3,010	12	32	12.17
睦合西	8	2,185	2,000	8	15	6.10
荻野	29	5,789	4,220	21	46	11.79
小鮎	29	3,307	2,650	19	26	6.73
南毛利	35	6,840	5,480	31	59	13.52
南毛利南	11	1,430	1,210	10	15	6.26
玉川	15	798	830	3	4	0.49
森の里	5	2,100	2,350	5	27	7.26
相川	15	2,255	2,590	15	26	4.84
緑ヶ丘	7	1,300	1,530	5	16	2.51
全域（処理困難物等）	-	-	-	-	-	2.40
計	217	39,071	35,830	174	346	104.41

◆年度別実績

年度	参加自治会	参加人数	ごみ収集自治会数	収集箇所	ごみ収集量（t）						
					可燃物	金物類	ガラス類	粗大	せん定枝	処理困難等	計
26	219	42,546	174	346	28.06	2.32	0.77	9.56	67.72	27.38	135.81
27	218	41,055	171	337	22.94	1.97	0.92	3.74	61.94	23.02	114.53
28	218	41,543	175	339	34.24	1.36	0.42	1.86	65.15	24.30	127.33
29	217	39,613	171	347	32.13	1.71	0.55	2.58	56.95	20.97	114.89
30	217	39,071	174	346	23.49	1.44	0.46	5.19	52.95	20.88	104.41

Ⅲ 環境衛生

3 里地里山保全促進事業

里地里山マルチライブプラン事業

豊かな里山の自然環境を保全するため、人と自然との関わりによる里山再生に向けた取組を実施しました。

荻野地区

実施期間・回数	平成30年6月から平成30年11月まで・9回
実施場所	厚木市荻野地区
登録者数	49人
実施内容	里山での環境学習 ・ 棚田を利用した稲作体験

七沢地区

実施期間・回数	平成30年4月から平成31年3月まで・12回
実施場所	厚木市七沢地区
登録者数	59人
実施内容	里山での環境学習 ・ 棚田の保全作業や稲作体験

年度別延べ参加者数

単位：人

年度	荻野地区	七沢地区	合計
25	77	318	395
26	48	388	435
27	93	377	470
28	80	498	578
29	103	336	439
30	92	320	412

4 落書き等防止対策事業

市街地を中心に、公園や建物の壁、店舗のシャッターなどにスプレーなどで描かれた落書きにより、街の景観が損なわれている状況の中、街の美観を取り戻すため、平成13年度から落書き消去作業への補助金交付及び原材料の支給を行っています。

また、市内パトロールを実施し、啓発活動を行っています。

原材料支給状況

対象	自治会等の団体単位で落書き消去作業を行なう団体
支給内容	落書き消去用溶剤、ペンキや刷毛等の原材料支給
原材料支給件数	19件

5 動物保護対策事業

(1) 犬対策

犬の登録、狂犬病予防定期集合注射の実施に当たっては、飼養者へハガキによる通知及び市広報により周知し、平成 30 年度は、26 会場で 7 日間にわたり実施しました。

また、飼養者のマナーに対する啓発を図るため、チラシ、犬ふん注意看板を希望者に配付しました。

犬登録状況及び注射状況 単位：頭

年度	延登録頭数	注射頭数
26	13,369	10,451
27	13,008	10,524
28	12,944	10,238
29	12,578	10,295
30	12,295	10,019

(2) 猫対策

昭和 48 年 10 月から、野良猫対策として獣医師会の協力の下、不妊・去勢手術を開始しました。

猫不妊・去勢手術費助成金

猫の不妊・去勢手術を普及することにより、野良猫・捨て猫等の増加及び猫による被害を防止するため、不妊手術又は去勢手術を受ける猫の飼養者に対し、その費用の一部を助成しています。

1 匹当たりの助成金額

オス	2,800 円
メス	4,300 円

年度別手術費助成件数 単位：匹

年度	オス	メス	計
26	349	385	734
27	407	480	887
28	457	485	942
29	432	504	936
30	426	451	877

6 環境基本計画推進事業

(1) 環境市民学習講座の開催

厚木市の自然環境を守り高めていくリーダーやボランティアの育成を図るため、環境市民学習講座を開催しました。

開催日	講座内容	会場	参加人数
		講師	
平成30年8月10日(金)	環境市民学習講座 「バスで行く施設見学会」 環境にやさしい自らの行動のヒントを見つける環境学習の場として、施設見学会を実施しました。 小田原にある「かなごてファーム」を訪問し、ソーラーシェアリングについて学んだほか、鈴廣蒲鉾本店で再生エネルギーによって稼働している施設を見学し、再生エネルギーの大切さを学びました。	かなごてファーム 鈴廣蒲鉾本店	23人
		施設職員	
平成31年2月3日(日)	環境市民学習講座 「神奈川の森林について～広葉樹林の利用を中心に～」 森林問題に詳しい講師を招いて、森林問題について、特に神奈川県 <small>の</small> 森林に着目して学びました。 また、バードコールという、小鳥のさえずりのような音を出すことができるおもちゃを作るクラフト体験を行いました。	市民交流プラザ 5階ルーム504	12人
		講師 中川 重年 氏	

(2) あつぎ環境写真展の開催

環境問題に対する市民の意識啓発を図るため、市内の環境の現状を据えた写真を募集し展示する「あつぎ環境写真展」を実施しました。

テーマ	「あなたの環境写真～環境保全の啓もう活動につながる写真を募集します～」
募集期間	平成30年7月17日（火）から8月31日（金）まで
応募者数	14人
作品数	17作品 19点（単体：15点・組写真2点）
受賞数	市長賞（特選）1点、入選2点、佳作3点 合計6点
展示	◇アミューあつぎ6階オープンラウンジ 平成30年10月10日（水）～11月7日（水） ◇本庁舎市民ホール 平成30年11月8日（木）～11月29日（木） ◇第二庁舎1階受付 平成30年11月30日（金）～3月29日（金）

第20回あつぎ環境写真展
市長賞作品「田螺復活」



● 年度別実績

年 度	26	27	28	29	30
応募作品数（点）	22	22	22	10	17
応募者数（人）	14	13	17	8	14

(3) 環境基本計画推進情報誌の発行

厚木市環境基本計画推進のための情報誌『エコ・アップ・あつぎ』第33号を発行し、市公共施設等に配布し、市民周知を図りました。

第33号

形 式	A4版 カラー (6ページ)
作成部数	800部

7 環境関連表彰式

1 目 的

循環型社会形成に向け、未来を担う小・中学生にごみの減量及びリサイクルの大切さを考える機会を持ってもらうことを目的とする「ごみ減量リサイクル標語・ポスター」、市民生活と密接につながりのあるごみ収集業務についてイメージアップを図り、環境問題への関心を高めることを目的とする「ごみ収集車イメージアップ絵画」、動物の愛護と適正な飼養について関心と理解を深めることを目的とする「動物愛護ポスター」、厚木市環境基本計画推進事業の一環として、環境に対する市民の意識啓発を図ることを目的とした「環境写真展」、地球温暖化防止の取組として、みどりのカーテンの普及促進を目的とする「みどりのカーテンぐらんぷり」、未来を担う子どもたちの環境に対する意識高揚を図り、環境に配慮した活動を推進することを目的とした「ジュニアエコリーダー」それぞれの優秀作品について、その作者の功績を称え、周知するため、表彰式を開催する。

2 主 催

厚木市

3 協力団体

厚木市ごみ対策協議会、厚木市動物愛護推進協議会、エコ・アップ・あつぎ

4 日 時

平成30年10月28日(日)午後2時開式

5 会 場

厚木市役所本庁舎4階 大会議室

6 表彰内容

(1) ごみ減量リサイクル標語・ポスター

中学生の部、小学生高学年の部、小学生低学年の部
市長賞 (最優秀賞) 各1点

会長賞（最優秀賞） 各1点

教育長賞（最優秀賞） 各1点

※ 優秀賞 各若干、佳作 各若干については、学校を通じて結果を通知

(2) ごみ収集車イメージアップ絵画

市長賞 1点、教育長賞 1点

※ 優秀賞 各若干、佳作 各若干については、学校を通じて結果を通知

(3) 動物愛護ポスター

低学年の部、高学年の部

市長賞（最優秀賞） 各1点

会長賞（最優秀賞） 各1点

教育長賞（最優秀賞） 各1点

※佳作については、学校を通じて結果を通知

(4) 環境写真展（被表彰者1人）

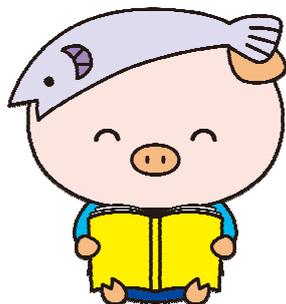
市長賞 1点

※入選については、結果を通知

(5) みどりのカーテンぐらんぷり

市長賞 1点

※その他各賞については、結果を通知



厚木市マスコットキャラクター

あゆくろちゃん

環境の概要

令和元年版
環境保全編

編集
発行

厚木市 環境農政部 環境政策課

〒243 - 8511 神奈川県厚木市中町 3 - 17 - 17

電話 (046) 225 - 2749 / F A X (046) 223 - 1668

厚木市HP <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

厚木市